

【非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件の見直し】

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替えに伴い、見直される非課税基準及び所得控除等の適用に係る合計所得金額の要件等は以下のとおりです。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者・扶養親族の要件	合計所得金額が48万円以下	合計所得金額が38万円以下
配偶者特別控除の要件	合計所得金額が48万円超133万円以下	合計所得金額が38万円超123万円以下
個人住民税均等割の非課税限度合計所得金額	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+(同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は16万8千円)	28万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+(同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は16万8千円)
個人住民税所得割の非課税限度合計所得金額	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+(同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は32万円)	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+(同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は32万円)
障害者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の要件	合計所得金額が135万円以下	合計所得金額が125万円以下
勤労学生控除の要件	合計所得金額が75万円以下	合計所得金額が65万円以下
家内労働者等の所得計算の特例	必要経費の最低保証額:55万円	必要経費の最低保証額:65万円

【未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し】

1 ひとり親控除の創設及び寡婦（寡夫）控除の見直し

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を共にする子（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計が48万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下である方について、ひとり親控除（控除額30万円）が適用されます。
- ② ひとり親に該当しない寡婦の方については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族をもつ寡婦についても所得制限（合計所得金額が500万円以下）が設定されます。
※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は適用されません。

【本人が女性の場合の控除額】

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
合計所得金額		500万円以下	500万円超え	500万円以下	500万円超え	500万円以下	
扶養親族	有	子	30万円 ※ひとり親控除	—	30万円 ※ひとり親控除	—	30万円 ※ひとり親控除
		子以外	26万円 ※寡婦控除	—	26万円 ※寡婦控除	—	—
	無		26万円 ※寡婦控除	—	—	—	—

【本人が男性の場合の控除額】

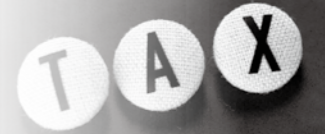
配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
合計所得金額		500万円以下	500万円超え	500万円以下	500万円超え	500万円以下	
扶養親族	有	子	30万円 ※ひとり親控除	—	30万円 ※ひとり親控除	—	30万円 ※ひとり親控除
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

2 個人住民税の人的非課税措置の見直し

ひとり親控除及び寡婦控除に該当する方で、合計所得金額が135万円以下の場合、個人住民税は非課税となります。

※改正前は寡婦・寡夫に該当していなかった方が、ひとり親に該当することとなる場合は、令和2年分の年末調整においてひとり親に該当する旨を申告する必要があります。年末調整前に、勤務先に報告してください。また、改正前は寡婦に該当していたが、改正後は寡婦又はひとり親に該当しない方も、勤務先に報告してください。なお、年末調整で控除を受けることができなかった場合や、自営業などの方は、ご自身で確定申告もしくは、住民税申告をすることで控除を受けることができます。

令和3年度から適用される住民税の税制改正



問 税務課 ☎ 65-0811

【給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替え】

働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しするなどの観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除額・公的年金等控除額を一律10万円引き上げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

【給与所得控除の見直し】

- 1 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2 給与所得控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に変更され、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

【基礎控除の引き上げ】

- 1 基礎控除が10万円引き上げられます。
- 2 合計所得金額が2,400万円を超える場合、その合計所得金額に応じて基礎控除額が段階的に引き下げられ、2,500万円を超える場合は適用されません。また、基礎控除の適用がなくなる合計所得金額が2,500万円を超える方は、調整控除が適用されなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

【公的年金等控除の見直し】

- 1 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- 2 公的年金等の控除額の上限が195万5千円に設定されます。
- 3 公的年金等の収入以外の所得金額が1,000万円を超えた場合、その所得金額に応じて公的年金等控除額が段階的に引き下げられます。

【所得金額調整控除の創設】

- 1 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
 - ア 本人が特別障害者に該当する場合
 - イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
- 2 給与所得および公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。